

地域での中小企業・小規模事業者の持続的な発展に向けた環境整備

●背景

地域の需要の減退

- ・人口減少と高齢化
- ・国内外での競争激化



地域の活力の減退

- ・事業者数の大幅減少
- ・地域の雇用の喪失

●法案のコンセプト

地域の経済・雇用の担い手である中小企業・小規模事業者の持続的な発展のための環境整備

A. 地域での金融機能の強化

○危機対応時における商工中金の機能強化・ガバナンス強化を図るとともに、地域の新たな経済・雇用の担い手たる特定非営利活動法人の資金調達の円滑化を図る。

B. 地域の需要の掘り起こし

○域内での需要の起点となる中小企業の商品・サービスに対する域内外の需要を掘り起こす。

C. 地域での経営の円滑な承継

○遺留分特例の親族外承継への拡充や、親族内承継時の共済金の引上げなどの事業承継施策の充実を図る。

●措置事項の概要

A. 商工中金・信用保険法

(1) 株式会社商工組合中央金庫法の改正

株式会社商工組合中央金庫が株式会社日本政策金融公庫法に基づく指定金融機関として引き続き危機対応業務が的確に行えるよう、所要の措置を講じる。

(2) 中小企業信用保険法の改正

現行法の中小企業者及び小規模企業者の定義規定に、新たに特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人を追加する等の措置を講じる。

B. 中小企業需要創生法

※臨時国会提出法案を再度提出

(1) 官公需法の改正

創業間もない中小企業の官公需への参入を促進するべく、新規中小企業者に対する国等の契約の基本方針の作成等の措置を講じる。

(2) 地域資源法の改正

「ふるさと名物」をテコに消費者嗜好を捉えた商品開発・販路開拓を行うべく、地域産業資源活用支援事業計画の創設等の措置を講じる。

(3) 中小機構法の改正

上記措置を補完する情報提供業務の追加等。

C. 承継円滑化法

(1) 経営承継円滑化法の改正

後継者が親族外承継の場合においても、遺留分減殺請求権の対象財産から当該後継者が引き継いだ株式等を除外等する。また、後継者の定義規定を改正する等の措置を講じる。

(2) 小規模企業共済法の改正

親族内での事業承継や役員のリ退任に係る共済金の引上げを行うとともに、利便性向上のための申込金規定の削除等の措置を講じる。

(3) 中小機構法の改正

経営承継円滑化に関する助言業務の追加等。